

監事監第0625001号
平成25年6月25日

独立行政法人 福祉医療機構
理事長 長野 洋 様

独立行政法人 福祉医療機構
監事 太田 克 芳
監事 丸 田 康 男



平成24事業年度 監事監査報告書 の提出について

標記報告書について、別添のとおり提出いたします。

(別添)

平成24事業年度監事監査報告書

独立行政法人 福祉医療機構
監事 太田 克芳
監事 丸田 康男

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定並びに独立行政法人福祉医療機構監事監査規程（以下「監査規程」という。）に基づき実施した独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24事業年度における業務及び会計監査の実施について、監査規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

I. 監査方法の概要

1. 役員会、経営企画会議、貸付審査会、契約審査会、コンプライアンス委員会等各種委員会その他機構の重要な会議に出席するほか、重要な決裁文書等を閲覧するとともに、必要に応じ各業務の執行状況について報告を受け監査を実施した。
2. 平成24事業年度監事監査計画に基づき、本部及び大阪支店の業務について、事前に提示した質問事項に関して関係資料の提出を求め、ヒアリングを実施し、必要に応じ追加的な書面監査・実地監査等を実施するとともに、内部監査部門（監査室）と緊密な連携を図りつつ業務監査を実施した。
監査結果については、理事長、役員会及び被監査部署に報告し、監事からの検討依頼事項等に対しては、別途対応状況等の報告を求めた。
3. 平成24年度事業報告書の内容について監査を実施した。
4. 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下「財務諸表」という。）、決算報告書及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）等の会計監査については、会計責任者への聴取等を行うとともに、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け監査を実施した。

II. 監査結果

1. 会計監査

- (1) 財務諸表は、関係法令及び独立行政法人会計基準等に準拠して適正に作成されており、機構の財政状態、運営状況等財務運営に関する情報を正しく示していると認められた。
- (2) 決算報告書は、機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められた。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る）は、機構の運営状況を正しく示していると認められた。
- (4) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認められた。

2. 業務監査

- (1) 当機構は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業並びに承継年金住宅融資等債権管理回収業務と、8事業1業務を実施しているが、国の方針及び関係法令並びに機構の諸規程等に従い、適正に業務執行がなされていると認められた。
- (2) 「事業報告書」は、当機構の業務執行状況を正しく示していると認められた。

3. 重点業務監査事項等の概要

(1) 統制環境とモニタリング体制の整備

当機構では、平成20年10月に「地域の福祉と医療の向上」というミッション達成に向け、組織として目指すべき方向性を明確にした経営理念「民間活動応援宣言」を策定し組織全体への浸透に努めており、各年度の経営方針や重点課題等は、毎年年度当初の経営企画会議において理事長から「理事長示達」として幹部役職員に明示するとともに、この「理事長示達」及び毎月の同会議での「理事長所感」（理事長の経営姿勢や考え方等）を組織内イントラネットに掲載し、経営方針や理事長のビジョンを全職員へ周知している。

各部は経営理念及び経営方針、年度計画等に基づき年度重点目標を策定し、担当理事、理事長の審議・承認を経て決定している。重点目標は、各課、個々人の目標にブレークダウンされ、定期的な実績・進捗管理が組織的になされている。

各事業の運営状況は、毎月開催される「経営企画会議」において、

各部長から業務の現状や課題、重点目標の進捗状況等が報告され、理事長による迅速な経営判断、的確な指示がなされている。また、監事も出席する「役員連絡会」が毎週開催され、各役員等から直近の組織運営全般に関する重要情報、懸案・課題等が報告され、活発な意見交換がなされるなど、理事長が定例的に業務運営全般をモニタリングできる体制が整備されている。

(2) 適切な業務運営体制の整備

当機構では、平成17年度に認証を取得した「ISO9001」に基づく品質マネジメントシステム(QMS)の運用が組織全体に定着し、業務目標管理、是正・予防処置活動及びQMS監査などを通じて業務改善、効率化を推進するなど、適切な業務運営がなされる体制が整備されており、平成24年度についても、理事長による適切なマネジメントと組織的な業務目標管理が有効に機能し、各事業とも政策執行機関として求められる役割を十分に発揮し、総じて中期目標を上回る業務実績を挙げている。

組織体制については、各事業の業務実態を効率化の観点から継続的に見直しており、平成24年4月の組織改正では、共済部の計画課と給付課、年金貸付部の年金業務課と住宅債権課を統合し組織のスリム化を実施している。この結果、第2期中期計画期間中に理事1名、部長2名、次長1名、課長10名の管理職ポストを削減している。

(3) コンプライアンス・リスク管理態勢の整備

当機構は、法令等の遵守及びリスク管理に関する規程・マニュアル類の制定、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の設置、「リスク対応計画」、「業務継続計画」の策定及び「内部通報制度」の創設などを順次実施し、一通りのコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を終えているが、監事意見として、個人情報・法人文書等の重要物管理のモニタリング強化や各委員会の内容充実と活性化などを運用面の課題として検討を依頼していた。

そのような中、平成24年1月の閣議決定「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、当機構は金融庁検査の導入など金融業務型のガバナンス強化が求められたことから、理事長の指示により、平成24年4月にリスク統括部署として総務企画部内に業務管理課を新設するとともに組織横断的な「金融庁検査準備室」を設置し、コンサルタントを活用のうえ、金融検査マニュアルに基づいたリ

スクの洗い出し及びアセスメントを平成24年度中に終了した。

同基本方針は、平成25年1月の閣議決定で「当面凍結」されることとなったが、「金融庁検査の導入の有無に係わらず、当初の方針通りガバナンスの強化を目指す」との理事長の強い意向の下、同準備室を「ガバナンス高度化推進室」（平成25年4月）に改称し、現在、規程・マニュアル類及び各種リスクの統括部署の見直しなど、管理態勢の再構築を進めている。

監事としては、現行管理態勢の運用面の課題を解決するとともに、金融検査マニュアルを参考にしつつも、当機構の特性を十分考慮した新管理態勢を構築することが必要であると考えている。

（4）内部監査体制の整備

当機構の監査室は、組織上理事長直轄の独立部門となっているが、監査室長については、総務企画部長等が兼任する体制が続いていた。監事としては従前から内部監査部門の独立性確保の観点から専任の監査室長の配置を理事長に提言していたが、平成25年4月の人事異動で専任の監査室長が配置され、内部監査体制が充実強化された。

監査室は、平成24年度の監査実施に際して、各監査の実施手順書及び監査チェックリストの整備見直しを実施するとともに、従来以上に金融検査マニュアルを参考にした検証項目を取り入れるなど、監査品質の向上に努めていると認められた。

平成25年度には、リスクベースアプローチ手法の導入など、内部監査の更なる高度化・効率化を目指すこととしており、監事としてもこうした監査室の試みに大いに期待している。

（5）東日本大震災被災者への継続支援

理事長は、平成24年度の「理事長示達」において、当機構の社会的使命として東日本大震災の復興支援を最優先課題と位置付け、被災者支援の継続を指示している。

福祉医療貸付事業においては、貸付条件を優遇した災害復旧貸付の迅速な実行、被災地での個別融資相談会の開催、地方自治体等との意見交換に加え、平成24年度は新たに被災者の具体的ニーズに合致したテーマを選定し被災各地で復興応援セミナーを開催（4回）した。返済猶予中の被災施設に対しては、債権管理部門と経営支援部門が連携してフォローアップ調査を全先実施し、施設の実態・運営状況を把握したうえで貸出条件変更等の相談に応じている。また、社会福祉振

興助成事業においても、被災地におけるNPO法人等の被災者支援事業に対し重点的に助成するなど、各事業部門が、平成24年度も引き続き被災者支援に努めていると認められた。

(6) 正確な自己査定と適正な引当金計上

当機構は、福祉医療貸付事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収事業を実施しており、保有資産の太宗が貸付債権であるため、正確な自己査定実施による適正な引当金の計上は財務健全性の観点から重要である。各事業とも従前から金融検査マニュアルに準じた規程・マニュアルを整備のうえ、自己査定を実施し、監査法人が自己査定シート全件を確認している。抽出基準、査定方法等に一部課題は残るものの、過去の貸倒れ償却実績等と比較し適正な引当金が計上されているものと認められる。

当機構では金融庁検査を想定し、自己査定により一層の正確性向上を図るため、抽出基準、査定方法の見直し及び二次査定の実施体制の充実等についてコンサルタントを活用のうえ検討中である。

(7) リスク管理債権の縮減

当機構では、福祉医療貸付のリスク管理債権の縮減を機構全体の重要課題と位置付け取り組んでおり、リスク管理債権の動向は、毎月の経営企画会議において役員、幹部職員に報告され、リスク管理債権の発生要因分析、個別案件の処理状況・問題点等については、四半期毎に開催される特殊債権処理状況報告会において報告され、組織全体で情報共有される体制となっている。

平成24年度末の東日本大震災関連を除いたリスク管理債権比率は、第2期中期目標期間において最も低い2.25%（前年比△0.19%）まで低下している。この要因としては、債権管理部門の初期延滞先に対する督促強化や経営支援部門と連携した実地調査による経営指導など、管理体制強化の成果と考えられる。

また、債権管理部門は、平成24年度にリスク管理債権の発生要因分析を多角的に実施するなど内容を格段に精緻化させているが、リスク管理債権未然防止の観点から、貸付部門が分析結果を貸付審査等に有効に活用していくことが課題と考える。

(8) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」への対応状況

① 不要資産の国庫返納

当機構は中期計画に基づいて、公庫総合運動場、千里山田宿舎を平成23年度中に、宝塚宿舎及び川西宿舎を平成24年9月に国庫納付したが、その他の東久留米宿舎、小金井宿舎他の宿舎についても、平成24年度中の入居者の退去を完了すべく説明会を開催するなど、関係部署が連携し手続きを適切に進めていると認められた。

② 契約の透明性・競争性向上

当機構では、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定)に基づき、競争性のない随意契約は原則として一般競争入札等に移行して契約の透明性・競争性を確保している。

個々の調達については、契約方式の妥当性、調達仕様書の内容等を、監事をオブザーバーとする「契約審査会」で厳格に審議・チェックしており、外部有識者及び監事を構成員とする「契約監視委員会」を平成25年3月に開催して、平成24年度(平成24年1月～12月)締結契約の妥当性等について点検を受けている。

平成24年度の随意契約は、「随意契約等見直し計画」の基準となる平成20年度の22件(28.2%)を、事務所賃貸借契約の更改等、やむを得ない事情が明白な6件(13.3%)に縮減し同計画を達成している。

一般競争入札の「1者応札・1者応募」の問題に関しては、公告期間の長期化、入札資格要件の緩和、調達仕様書の改善等の方策を適切に実施していると認められるが、「契約監視委員会」での意見も踏まえ、応札辞退者に対する辞退理由のアンケート・ヒアリングを更に強化して、改善策を検討することが必要と考える。

③ 人件費の適正化

当機構は、人件費の適正化に向け組織のスリム化、業務効率化等による常勤職員の抑制、管理職ポストの削減に加え、独自に管理職層を中心とした本俸基準表の引き下げを実施した結果、給与水準については常勤職員数250人程度で8事業1業務を実施し管理職比率が高くなるを得ない等の要因があるにもかかわらず、平成24年度の年齢・地域・学歴差等を勘案した対国家公務員指数は100.4ポイント(対前年比△1.1ポイント)と適正なレベルまで低下させている。

④ 利用者サービスの向上

福祉医療貸付において、利用者に対し事業計画の早い段階から施設運営、設計・建築関係のアドバイスなどコンサルタント機能を強化した融資相談を実施するとともに、借入申込書類の削減、審査期間の短縮（中期目標30日以内 平成24年度実績：福祉貸付27.5日、医療貸付19.5日）及び資金交付処理期間の短縮などに取り組んでいる。

退職手当共済事業では、利用者アンケートの意見・要望等に基づき、電子届出システムの操作性向上、提出書類の簡素化を実施するとともに継続した事務処理体制の改善・効率化により、退職手当支給に係る平均処理期間を短縮している。（中期目標75日以内 平成24年度実績：36.9日）

⑤ 事業の縮小、廃止等

福祉医療経営指導事業については、「民間と競合する業務を廃止」することとされたことから、平成24年度も引き続き各種経営セミナーについて、施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや施設の機能強化に資する情報等に重点を置き、機構の独自性を発揮できるテーマを設定している。また、「病院・医療経営指導ノウハウの民間への普及」に関する取組みとして、平成24年度は、都市銀行と共同開催による医療経営セミナーの開催及び地方銀行、信用金庫職員に対する医療・福祉研修会を実施している。

福祉保健医療情報サービス事業については、「国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止」することとされたことから、平成23年4月に国と重複する行政情報及び民間と競合するワムネットプラス（福祉用具・機器情報等を掲載）を廃止した。なお、掲載を廃止した行政情報については、厚生労働省ホームページの資料掲載ページへのリンクにより利用者の利便性に配慮した措置を講じている。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「十分な代替措置を講じた上で本事業は廃止」することとされたことから、平成23年12月、貸付限度額の引下げ、返済額の上限設定、資金使途区分の変更、生活保護に関する利用制限強化等の制度取扱変更を実施した結果、平成24年度の貸付契約額は前年比15%程度減少し事業規模は縮減している。なお、この制度取扱変更の効果・影響等については、毎月、貸付実行データを分析・検証の上、事業廃止に向けた厚生労働省の検討資料として提出している。